

瀧上市中学校部活動地域移行推進計画

令和6年9月

秋田県 瀧上市教育委員会

潟上市中学校部活動地域移行推進計画の策定にあたって

～ 持続可能な活動環境を整備するために ～

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっています。

しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、多くの学校部活動が持続できないという厳しい状況となっていくことが確実です。また、専門性や意向にかかわらず、校務分掌の一環として教師が顧問を担当するこれまでの指導体制を見直す必要があります。

スポーツや文化芸術活動を通じた子どもの健やかな成長は、学校の教育だけで行われるものではなく、「地域の子どもたちは学校を含めた地域全体で育てる」という観点から、学校と地域・保護者が連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。

本計画は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解の下、全ての学校部活動がスムーズな地域移行に取り組んでいけるようにすることを目的に策定したものです。

本計画により学校部活動の抱える課題解決と、子どもたちを含めた地域住民全体が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指します。

令和6年9月

潟上市教育委員会

目 次

第1章 推進計画策定の背景

- 1 国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本市の中学校部活動を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 推進計画の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 取組と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 目指す方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 部活動地域移行の全体像

- 1 地域移行に係る体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 地域移行の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 部活動地域移行に向けた課題と対応

- 1 実施・運営主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 指導者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 活動拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 保護者負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第1章 推進計画策定の背景

1 国・県の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが提案されました。

これらを踏まえ、令和2年に休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示されました。

これらを踏まえ本県では、令和5年8月に「秋田県における部活動地域移行推進計画」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と定め、まずは、休日の部活動から段階的に「地域連携・地域移行」を進めることが示されました。

2 本市の中学校部活動を取り巻く現状

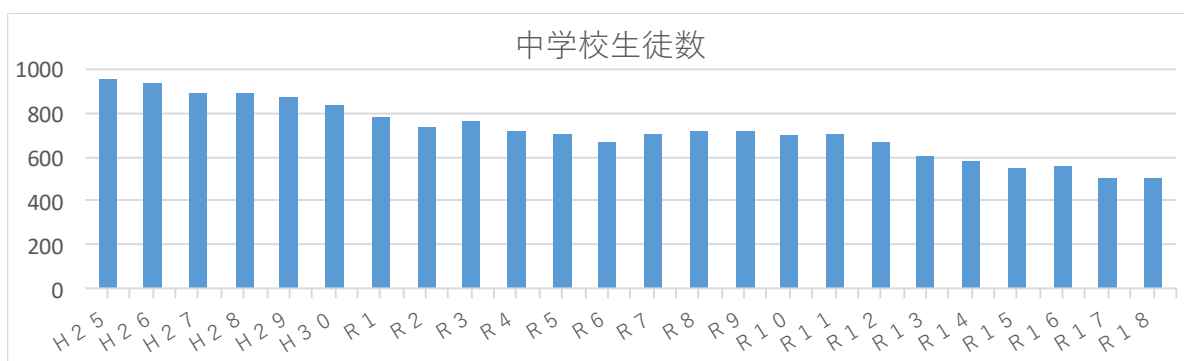
(1) 生徒数の推移

本市の中学校生徒数は、平成 25 年度の 956 人から令和 5 年度は 701 人(減少率 27%)となり、急激な減少が進んでおります。

今後も緩やかではありますが確実に生徒数の減少が予測されており、部員数減少に伴う練習環境の悪化やチーム編成の困難さが見込まれます。

【潟上市における中学校生徒数の推移 (R 7 以降は見込み)】

(単位：人)



(児童生徒数・学級数推計報告書、潟上市出生数による)

【中学校部活動の部員数 (R 6. 4 月末現在)】

(単位：人)

	天王中		天王南中		羽城中	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
野球	12	1	14	1	3	3
サッカー	0	0	23	2	14	0
ソフトテニス		1		16		
陸上競技	(3)	(5)	24	18	13	11
バスケットボール	15	13		9	11	11
バレーボール		15		16		13
卓球	11	11			12	7
剣道	7	0	8	4	5	5
柔道	6	1	0	0	4	4
相撲					(1)	
ラグビー			16	0		
水泳			(3)	(1)		
吹奏楽	10	15	10	21	2	21
美術	2	17	5	22	9	0
科学			14	3	0	12
合計	63	74	117	109	73	87
全校生徒	110	93	148	128	91	96
加入率 (%)	60	85	79	85	80	90

※ () は、平時は部活動として活動していないが大会参加のみ顧問が引率している。

(2) 教員の負担

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、ICT教育への対応、いじめ・不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

市教育委員会の調査では、月当たり時間外在校等時間が45時間を超えた割合は、小学校と比較して中学校が高く、その中でも中学校での長時間の時間外勤務が目立っており、部活動の対応も要因の一つとして考えられています。

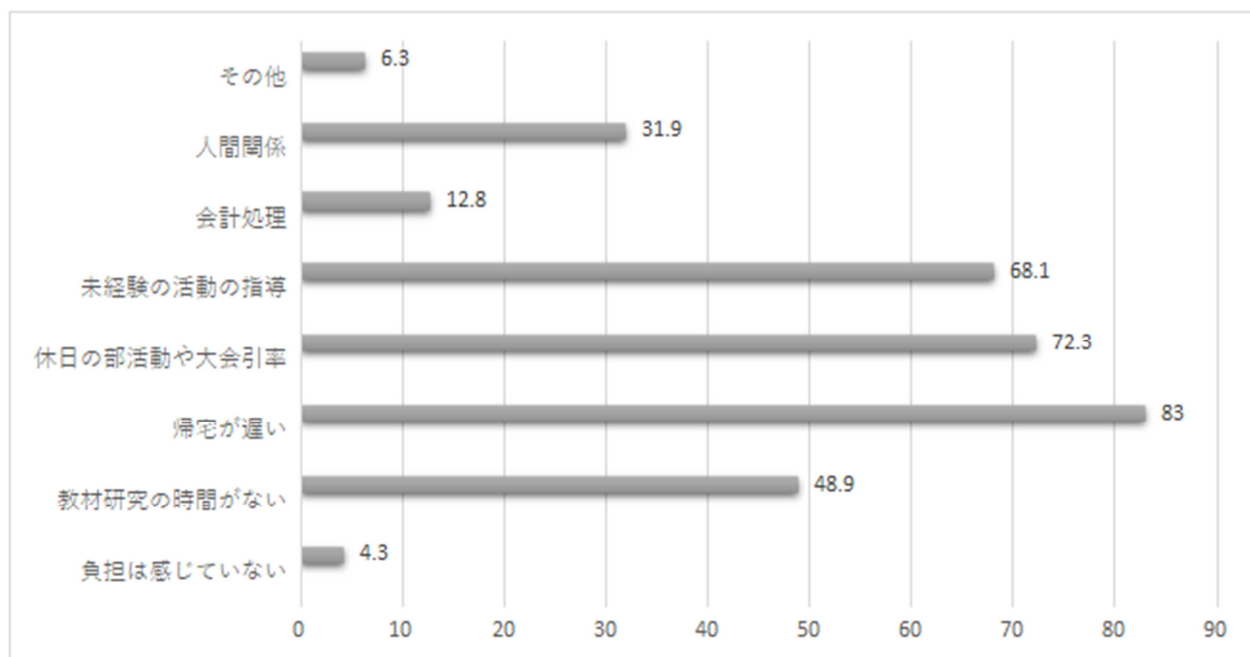
また、本人の専門性や意向にかかわらず、校務分掌の一環として務める顧問体制も負担となっています。

【参考】令和5年 勤務時間状況調査により (市内小中学校教職員)

	平均時間外 在校等時間数 (時間)	月当たり時間外在校等時間数 (延べ人数)			年間360時間 以上人数 (実人数)	職員数
		0~45時間	45~80時間	80時間超		
小学校	32.3	947 77%	257 21%	30 2%	49	101
中学校	51.1	370 46%	309 38%	124 15%	52	65
計	38.6	1317 65%	566 28%	154 8%	101	166

【参考】令和5年6月実施 中学校部活動地域移行に関するアンケートより

(市内小中学校教職員)



第2章 推進計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

子どもたちが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域移行に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定するものです。

2 位置付け

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を参考に、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成という観点から、本市中学校を対象とする学校部活動の地域移行を進めるための計画として位置付けるものです。

3 取組と期間

国・県は、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として位置付けて支援しつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしております。

本市においては、各種目、各学校での合意形成や条件整備等ではばらつきは想定されるものの、子どもたちのよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、学校や地域の実情に応じて令和11年を目処に地域移行を完了することを目指します。

4 目指す方向性

地域移行を進めていくに当たって、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するほか、学校の働き方改革による学校教育の質の向上に努めることとし、単に学校から部活動を切り離すということだけではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指します。

令和6年度から休日の部活動を段階的に移行し、将来的に種目ごとに1つのクラブでの活動とします。

第3章 部活動地域移行の全体像

1 地域移行に係る体制整備

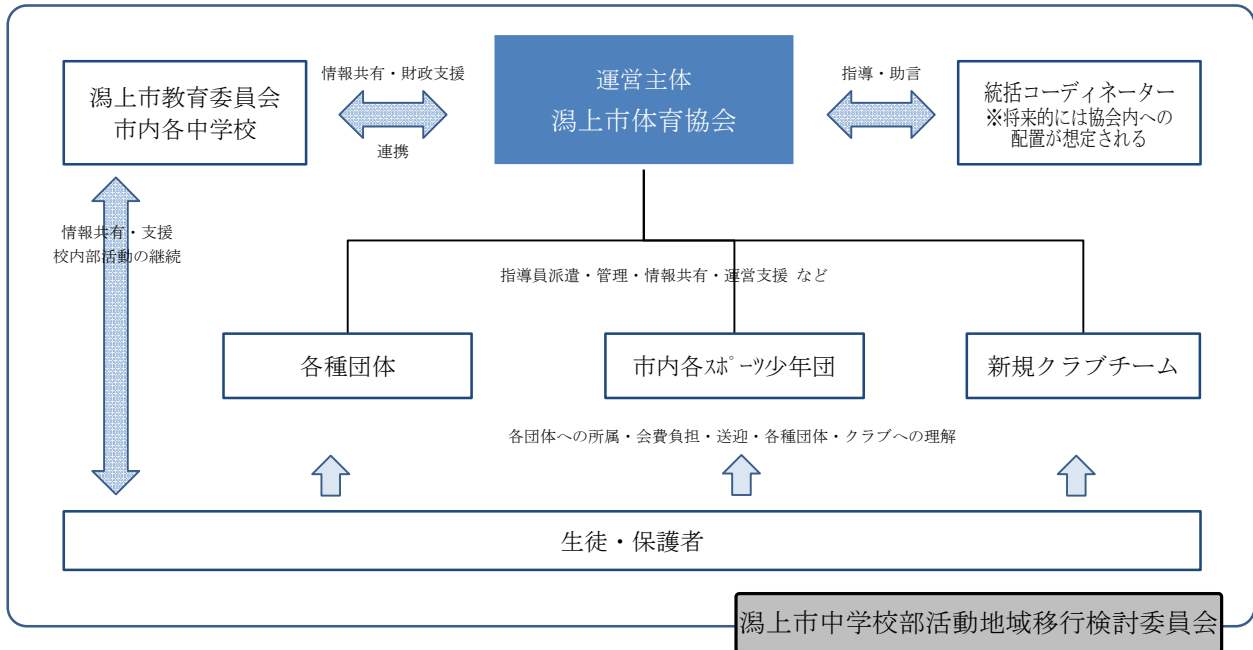
子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむための新たな環境整備に当たっては、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携し、段階的・計画的に取り組んでいく必要があります。

各競技団体やクラブチーム等の活動を統括する運営主体は、地域移行に関する登録団体と指導者の管理、報酬支払等の会計事務のほか、地域移行に伴う当該クラブの練習施設の確保・斡旋、学校や行政との調整等、本事業の事務を担います。

運営主体は、各団体、学校、行政、生徒や保護者のほか地域全体から信頼を得るために、適切なガバナンスを確保する事業者または団体であることが求められます。

体制整備が整った段階で、すべての関係者（学校、保護者、行政、運営主体、協議団体、関係団体等）で構成する協議会等を立ち上げ、運営状況や課題への対応、事業の進捗状況等を協議します。

【学校部活動の地域完全移行の全体像】



2 地域移行の取組

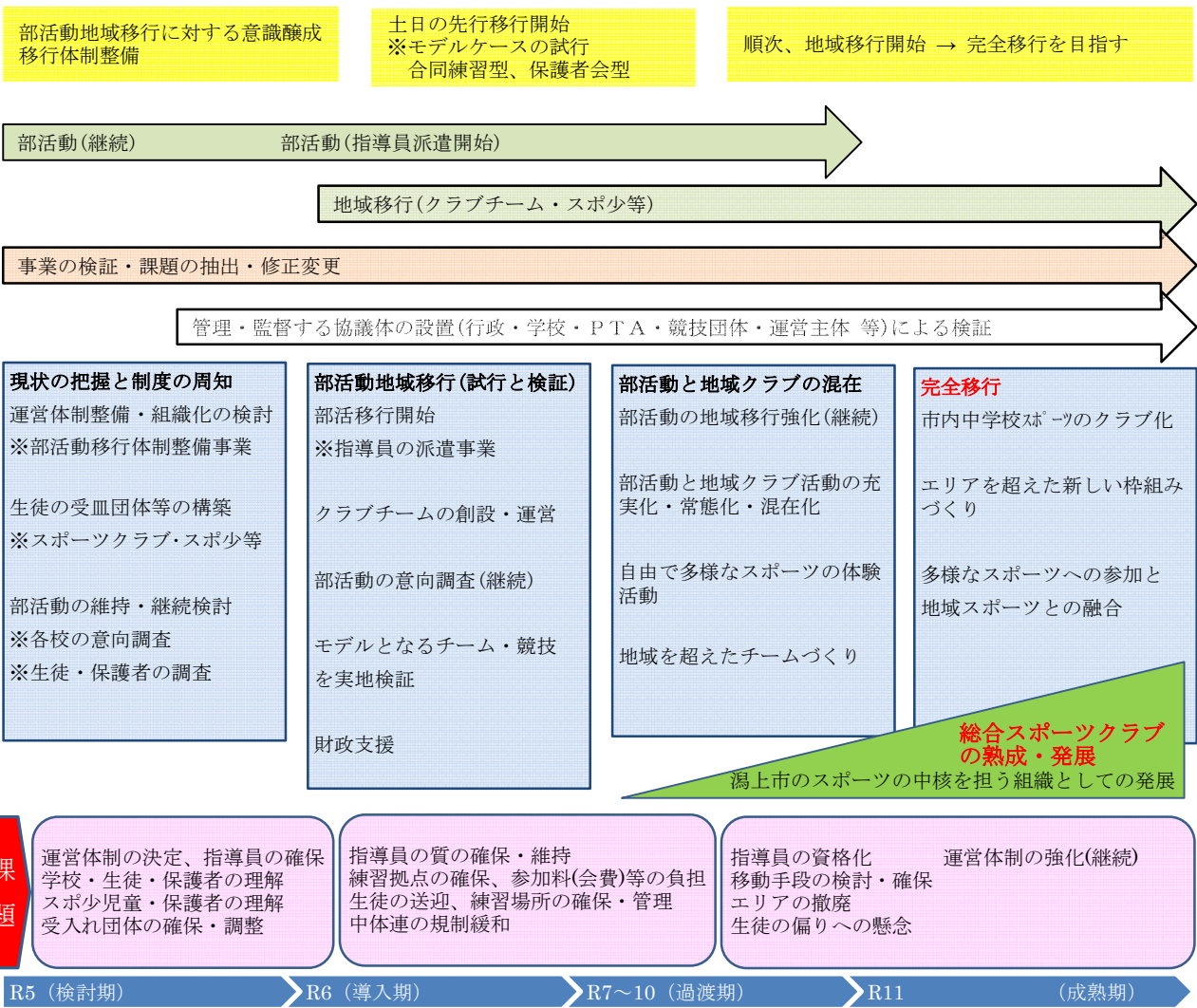
地域移行を進めるにあたっては、体制整備はもちろん、行政、学校、クラブチーム、競技団体等の関係団体との連携が重要となります。各部活動の地域移行に伴う合意形成等、競技やクラブによって事情が違うことから、取組を進められるところから段階的に移行していくものとし、まずは現状の部活動単位で休日のみ先行移行します。

平日の活動については、学校の指導要領、日本中学校体育連盟（中体連）主催大会への参加等の状況を踏まえ適宜移行します。

休日の活動時に2校以上の合同練習会等を実施し、将来的には種目毎に1つのクラブとして活動できるよう課題を検証しながら完全移行を目指します。

【イメージ図】

狙い：①少子化による部活動体制の維持・変革 ②児童生徒のスポーツ機会の確保(部活動・体験) ③教職員の負担軽減
 基本的な考え方：①まずは土日の移行を開始 ②部活動担当教諭と指導員の情報共有は必須(平日指導もあり得る)
 ③運営主体は民間団体を想定 ④モデルケースを作り支援 ⑤教育委員会で財政支援 等



第4章 部活動地域移行に向けた課題と対応

1 実施・運営主体

本事業を運営する組織は、継続性を考え、地域で認知され信頼のおける事業者、団体が望ましいと考えます。

本市では、運営主体については一般社団法人潟上市体育協会を想定し検討を進めます。なお、各競技のクラブ運営に関しては、既存の団体を尊重し運営を行っていただきます。

2 指導者

指導者については登録制とし、資格保有の如何を問わず募集いたします。指導者の登録システムを構築し全ての指導者を管理します。

資質・能力の確保・維持については、管理者が定めた規則を遵守することや、指定の研修や講習会等を受講することを条件とします。

また、競技等によっては各競技団体の資格保有（ライセンス等）が条件とされる場合もありますので注意が必要です。

指導者には報酬を支給します。報酬についての財源、単価、支給方法等については別途検討することとします。

教員等については、兼職兼業制度の活用を検討します。

3 活動拠点

活動拠点については、学校施設、公共の体育施設、社会教育施設等を確保し、地域移行されたクラブの利用が確保されるような仕組みを検討します。

4 保護者負担

クラブの活動経費や保険料、大会等の参加料等、保護者負担（会費）が発生します。現状の部費相当での設定が想定されますが、競技によっては異なる場合も考えられることから、保護者に理解を得ながら設定することが重要です。保険料については、学校の共済は対象外となるため、生徒、指導者とも自己負担となります。

なお、指導者報酬については、持続可能な運営の観点から、会費負担も含め検討する必要があります。